

南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表について

平成26年度における本市の人事行政の運営等の状況について、南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年南あわじ市条例第6号）の規定に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務等について概要を公表します。

平成27年9月29日

南あわじ市長 中 田 勝 久

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区 分	採用者数	備 考
一 般 行 政 職	11人	事務職9人、保育士2人
医 師 職	0人	
看 護 職	0人	
技 能 労 務 職	0人	
合 計	11人	

(注) 採用者数は、競争試験により採用した職員数です。

(2) 職員の職種別事由別退職状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	計
一 般 行 政 職	17人	8人	3人	28人
医 師 職	0人	0人	0人	0人
看 護 職	0人	0人	1人	1人
技 能 労 務 職	0人	0人	0人	0人
合 計	17人	8人	4人	29人

(注) 1 定年退職とは、医師は70歳、その他の職員は60歳に達した日以後の最初の3月31日に退職することです。

なお、医師は73歳まで定年延長することができます。

2 勸奨退職とは、以下の要件に該当する職員で、勸奨退職の申し出をした場合に翌年の3月31日に退職することです。

・退職日において勤続期間が20年以上で平成27年3月31日において年齢が50歳以上60歳未満である職員。

3 普通退職とは、定年退職、勸奨退職以外の者で、自己都合により退職することです。

(3) 職員数の状況 (各年度の4月1日現在)

部 門		職員数		対前年増加数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
福祉関係を 除く 一般行政	議 会	6人	6人	0	
	総 務	146人	153人	△ 7	機構改革による増減
	税 務	17人	15人	2	機構改革による増
	農林水産	30人	38人	△ 8	機構改革による減
	商 工	11人	8人	3	機構改革による増
	土 木	31人	24人	7	機構改革による増
	小 計	241人	244人	△ 3	
福祉関係	民 生	90人	105人	△ 15	機構改革による増減
	衛 生	30人	30人	0	
	小 計	120人	135人	△ 15	
一般行政部門		361人	379人	△ 18	
特別行政	教 育	68人	74人	△ 6	機構改革による増減
	消 防	1人	1人	0	
特別行政部門		69人	75人	△ 6	
公営企業	病 院	4人	4人	0	
	水 道	15人	15人	0	平成22年度から淡路広域水道企業団へ派遣
	下 水 道	16人	18人	△ 2	機構改革による減
	そ の 他	37人	34人	3	機構改革による増減
公営企業等会計部門		72人	71人	1	
合 計		502人	525人	△ 23	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員等を含んでいます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (各年度末の3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
26年度	平成27年3月31日 人	千円	千円	千円	%
	49,544	29,416,295	739,210	3,854,485	13.0
25年度	平成26年3月31日 人	千円	千円	千円	%
	50,061	26,975,644	1,090,125	3,894,829	14.4
比較	人	千円	千円	千円	%
	△ 517	2,440,651	△ 350,915	△ 40,344	△ 1.4

(注) 人件費は、平成26年度の普通会計決算額で、一般職及び特別職の職員に対する給与、報酬のほか、健康保険、退職手当等の負担金を含んでいます。

【用語解説】

普通会計:各地方公共団体によって一般会計や特別会計の範囲が異なることから、これを調整して統一的な基準で統計をとるために用いられる概念的な会計区分で、公営事業会計以外のすべてが含まれます。本市においては一般会計に、産業廃棄物最終処分事業特別会計及びケーブルテレビ事業特別会計を加えたものです。

一般会計:市の行政運営の基本的な経費を網羅して計上している会計。単一会計主義といわれるように、本来あらゆる歳入、歳出を単一の会計で処理することを原則としているが、現在のように行政活動が広範多岐にわたる場合において、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほか特別会計を設けています。

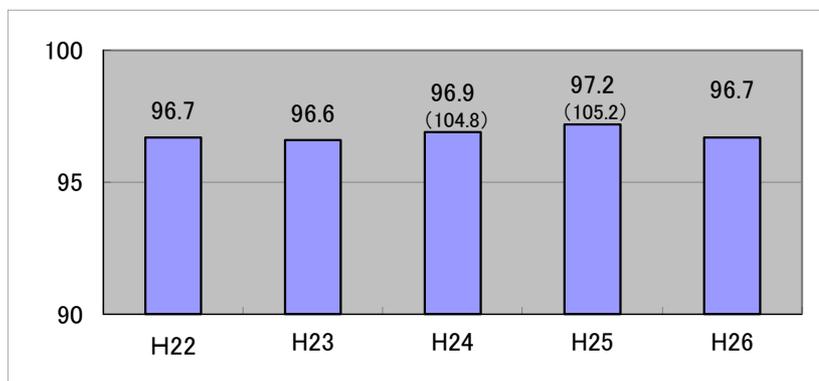
特別会計:一般会計に対する会計で、上記のように、特定の歳入歳出を一般の歳入歳入と区別して別箇に処理するための会計。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計のように法律でその設置が義務付けられているものと、条例を制定することによって設置できるものがあります。

(2) 職員給与費の状況 (各年度の普通会計予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	その他の手当等	計 (B)	
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	436	1,653,228	617,036	235,333	2,505,597	5,747
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	456	1,709,787	614,552	247,105	2,571,444	5,639
比較	人	千円	千円	千円	千円	千円
	△ 20	△ 56,559	2,484	△ 11,772	△ 65,847	107

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 給与費は平成26年度及び平成27年度の当初予算にそれぞれ計上された額です。
 3 職員数の中には、特別職(市長、副市長、教育長)は含んでいません。
 4 給与費について、平成26年度には教育長を含んでいますが、平成27年度は特別職になったため含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年度の4月1日現在)



(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数で

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 96.7 (平成26年4月1日現在)

(() 内は給与改定特例法の措置が無かった場合における参考値)

(注)平成26年4月1日現在における本市の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数のことです。(国、南あわじ市ともに地域手当の支給なし。)

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (B)
南あわじ市	42歳6ヶ月	323,399円	353,895円	342,300円
国	—	—	—	—

②医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (B)
南あわじ市	62歳	572,700円	1,467,016円	672,700円
国	—	—	—	—

③看護職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (B)
南あわじ市	43歳9ヶ月	319,300円	303,506円	328,175円
国	—	—	—	—

④技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (B)
南あわじ市	47歳1ヶ月	313,779円	347,830円	330,136円
うち 清掃職員	44歳9ヶ月	309,543円	338,757円	328,614円
うち 学校給食員	54歳	349,900円	361,196円	349,900円
うち 用務員	53歳	305,150円	308,650円	305,150円
うち 自動車運転手	44歳	305,843円	348,458円	333,129円
そ の 他	47歳	308,525円	358,333円	325,213円
国	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額(A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。
- また、「平均給与月額(B)」は国が公表する国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国ベースで再計算したものです。
- 3 一般行政職とは、税務職、福祉職、企業職、教育職、医療職、看護職及び技能労務職以外のものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日）

区分		南あわじ市	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円
医師職	大学卒	240,100円	240,100円
看護職	大学卒	200,600円	200,600円
	短大3卒	191,300円	191,300円
技能労務職	高校卒	144,200円	144,200円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成27年4月1日）

区分		経験年数別平均給料月額					
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
南あわじ市 (一般行政職)	大学卒	286,970円	324,470円	364,888円	384,258円	406,549円	416,450円
	高校卒	251,844円	293,417円	341,433円	363,550円	390,544円	406,917円
国 (行政職)	大学卒	—	—	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—	—	—

(7) 行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日）

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
主な職務内容	部長・事務局長	課長	課長・主幹・副主幹	課長補佐	係長・主査	主事	主事	
職員数	14人	31人	63人	148人	152人	33人	24人	465人
構成比	3.0%	6.7%	13.5%	31.8%	32.7%	7.1%	5.2%	100.0%

- (注) 1 職員数は、南あわじ市の給与条例に基づく一般行政職給料表の級別区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 淡路広域水道企業団への派遣職員も含まれています。

(8) 昇給期間短縮の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

区分	全職種
職員数 (A)	平成26年4月1日現在全職員数 525名
普通昇給期間を短縮して昇給した職員数 (B)	0名
比率 (B/A)	—

(9) 期末手当・勤勉手当（平成26年度）

区分		南あわじ市		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月期	1.225ヶ月	0.675ヶ月	1.225ヶ月	0.675ヶ月
	12月期	1.375ヶ月	0.825ヶ月	1.375ヶ月	0.825ヶ月
	合計	2.60ヶ月	1.50ヶ月	2.60ヶ月	1.50ヶ月
1人あたり平均支給額		1,387,001			

- (注) 上記の平均支給額は、普通会計の期末・勤勉手当決算額を、普通会計に属する職員数458人で除した額です。

(10) 退職手当（平成27年4月1日現在）

区分		南あわじ市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給割合	勤続20年	20.445月分	25.556月分	20.445月分	25.556月分
	勤続25年	29.15月分	34.58月分	29.15月分	34.58月分
	勤続35年	41.33月分	49.59月分	41.33月分	49.59月分
	最高限度	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
1人あたり平均支給額		8,488,183円	22,983,628円		

（注）上記は平成27年4月1日より適用の支給割合です。平均支給額は、平成26年度に退職した職員の額です。

(11) 地域手当（平成26年度）

支給実績（平成25年度決算額）		0円	
支給職員1人当たりの平均支給年額		0円	
支給率	支給対象職員数	国の基準	県の基準
0 %	—	0 %	3 %

（注）平成21年度から地域手当を廃止しています。

(12) 特殊勤務手当（平成26年度）

支給実績（平成26年度決算額）		9,157 千円	
うち医師手当		4,567 千円	
うち医師手当を除く手当		4,590 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額		（医師1人を除く）50,439 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		18.1 %	
手当の種類（手当数）		14 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	業務従事職員	感染症防疫に従事する業務	日額 1,000円
じんあい作業従事手当	業務従事職員	じんあい作業に従事する手当	月額 8,000円
行旅死亡人等取扱作業従事手当	作業従事職員	行旅病人及び死亡人の看護、移送又は埋葬の業務	行旅病人 1回 2,000円 行旅死亡人 1回 10,000円
保育士従事手当	保育士	保育士業務	月額 3,000円
保健師業務従事手当	保健師	保健師業務	月額 3,000円
栄養士業務従事手当	栄養士	栄養士業務	月額 3,000円
危険又は困難業務従事手当	業務従事職員	市長が性質、環境等が特に危険又は困難とみなす業務	日額 1,000円
幼稚園教諭従事手当	幼稚園教諭	幼稚園業務	月額 3,000円
国民宿舎業務従事手当	業務従事職員	国民宿舎に勤務する副支配人及び調理師	副支配人 月額 8,000円 調理長 月額 8,000円 調理師 月額 3,000円
養護老人ホーム指導業務及び介護業務従事手当	業務従事職員	養護老人ホーム指導業務及び介護業務	月額 4,000円

社会福祉業務従事手当	生活保護担当職員	生活保護法の規定により、要保護者等を訪問して行う指導、相談及び調査業務	月額 3,000円
火葬場業務従事手当	火葬場勤務職員	火葬に携わる業務	月額 40,000円
し尿処理業務従事手当	業務従事職員	し尿処理業務	月額 8,000円
診療所業務従事手当	医師	診療所医師又は歯科医師に従事したものに支給	医師手当については月額45万円の範囲内、研修手当については月額31万円の範囲内

(注) 上記の平均支給年額は、全会計の特殊勤務手当決算額を支給対象者91名(平成27年3月支給対象者・医師除く)で除した額です。なお、養護老人ホーム委託に伴い平成27年度から養護老人ホーム指導業務及び介護業務従事手当がなくなりました。

(13) 時間外勤務手当 (平成26年度)

総支給額 (平成26年度決算額)	97,553千円
職員1人あたりの平均支給年額 (支給対象者416人)	234,503円

(注) 上記の平均支給年額は、全会計の時間外勤務手当決算額を、管理職を除く職員数416人で除した額です。

(14) その他の手当 (平成26年度)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算額)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (26年度決算額)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族 1人目 11,000円 ※ただし、満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同		49,761千円	235,834円 (対象者211人)
住居手当	自宅住居者 なし (平成25年度より廃止) 借家居住者 12,000円を超える家賃に応じ、最高27,000円	同 同		15,404千円	314,367円 (対象者49名)
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 その交通機関の最長の定期券 (6ヵ月) の額を一括支給 ※ ただし、支給限度額 1ヵ月当たり55,000円 自動車等使用者 1km未満 月額 1,000円 1km以上 2km未満 月額 1,500円 2km以上 3km未満 月額 3,000円 3km以上 4km未満 月額 3,600円 4km以上 5km未満 月額 4,200円 5km以上 6km未満 月額 4,800円 6km以上 7km未満 月額 5,400円 7km以上 8km未満 月額 6,000円 8km以上 9km未満 月額 6,600円 9km以上10km未満 月額 7,200円 10km以上11km未満 月額 7,800円	同 異	自動車等使用 2km未満 月額 0円 2km以上 5km未満 月額 2,000円 5km以上10km未満 月額 4,200円 10km以上15km未満 月額 7,100円 15km以上20km未満 月額 10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 25km以上30km未満 月額15,800円 30km以上35km未満 月額18,700円 35km以上40km未満 月額21,600円 40km以上45km未満 月額24,400円 45km以上50km未満 月額26,200円	35,135千円	73,659円 (対象者477名)

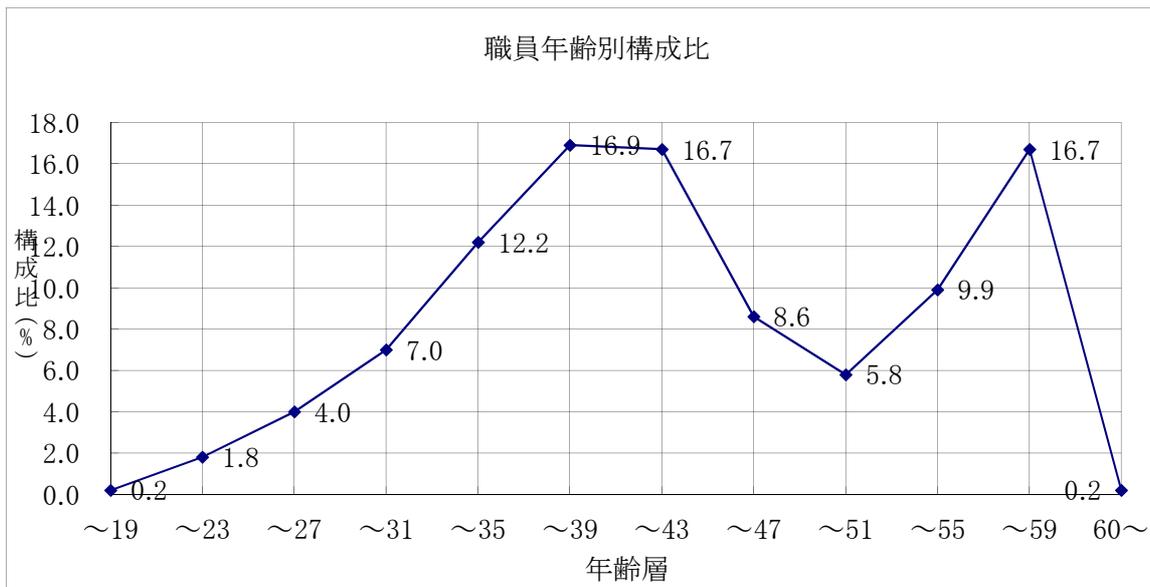
	11km以上12km未満 月額 8,400円 12km以上15km未満 月額 9,000円 15km以上20km未満 月額10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 25km以上30km未満 月額15,800円 30km以上35km未満 月額18,700円 35km以上40km未満 月額21,600円 40km以上45km未満 月額24,400円 45km以上50km未満 月額26,200円 50km以上55km未満 月額28,000円 55km以上60km未満 月額29,800円 60km以上 月額31,600円		50km以上55km未満 月額28,000円 55km以上60km未満 月額29,800円 60km以上 月額31,600円		
管理職手当	医師 18% 部長 16% 次長 14% 課長・参与13% 参事 11% 主幹 9% 保育所長、幼稚園長 9%	—		56,830千円	574,042円 (対象者99名)
単身赴任手当	勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを状況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	同		276千円	276,000円 (対象者1名)

(注) 上記の平均支給年額は、普通会計のそれぞれの手当決算額を、それぞれの対象職員数で除した額です。

(15) 特別職の報酬等の状況(平成26年度)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	850,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,030,000円 / 435,000円
	副 市 長	680,000 円	849,000円 / 571,000円
報 酬	議 長	450,000 円	543,000円 / 350,000円
	副 議 長	378,000 円	503,000円 / 300,000円
	議 員	346,500 円	457,000円 / 280,000円
期 末 手 当	市 長	(26年度支給割合)	4.10月分
	副 市 長	(26年度支給割合)	4.10月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×48月×0.41	(支給時期) 任期終了後
	副 市 長	給料月額×48月×0.25	任期終了後

(16) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	1	9	20	35	61	85	84	43	29	50	84	1	502
構成比 (%)	0.2	1.8	4.0	7.0	12.2	16.9	16.7	8.6	5.8	9.9	16.7	0.2	100.0

参考：平成26年4月1日の職員数及び構成比

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	0	11	21	33	72	90	75	39	34	59	90	1	525
構成比 (%)	0.0	2.1	4.0	6.3	13.7	17.1	14.3	7.4	6.5	11.3	17.1	0.2	100.0

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
1日7時間45分 1週38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 主な休暇の種類 (平成27年4月1日現在)

休暇の種類	内容、付与要件等	期間等
年次休暇	職員が請求した時に付与される休暇 最大(繰越日を含め)1年につき40日間	1暦年につき20日以内
病気休暇	公務上(通勤含む)の負傷若しくは疾病の場合 その他の負傷若しくは疾病の場合	必要と認められる期間 90日の範囲内で必要と認められる期間
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる休暇 ※ 主な特別休暇は次のとおり	それぞれの休暇に応じた 日数・時間
選挙権等公民権行使に係る休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合でやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署出頭に係る休暇	証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	骨髄液提供のため検査、入院する場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1暦年5日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	5日以内
産前休暇	出産予定日前8週間目に当たる日(多胎妊娠は14週間)から出産日当日まで	出産日までの請求期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで	8週間
育児時間休暇	生後1年未満の子を養育するため	1日につき2回、各60分以内の時間
妻の出産休暇	配偶者の出産に伴い出産の付き添い等補助する場合	2日以内
男性の育児参加のための休暇	配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は小学校就学前までの子を養育する場合	5日以内
生理休暇	勤務することが著しく困難なとき	請求期間
妊産婦の保健指導休暇	母子保健法に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	妊娠満23週 4週間に1回 妊娠満24週～満35週 2週間に1回 妊娠満36週～出産 1週間に1回 産後1年まで 1回
子の看護休暇	負傷又は病気の小学校就学前の子の看護をする場合	1暦年5日以内
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当と認められるとき	親族の区分により1日から10日までの期間
追悼休暇	父母の追悼をする場合(父母の死亡後15年以内)	1日
夏季休暇	7月から9月までの期間において5日の範囲内	5日以内
リフレッシュ休暇	勤続年数20年及び30年に達した日以後1年経過日までの期間	連続する3日以内
住居滅失等	地震、水害などの災害で被災し、現住居が滅失又は損壊した場合	必要と認められる期間
交通遮断	災害や交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
危険回避	災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合に認められる無給の休暇	連続する6箇月以内の期間
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇	1暦年につき30日以内

(3) 育児休業等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	内 容
育 児 休 業	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が3歳に達する日までその子を養育するために休業できる制度
部 分 休 業	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が小学校就学の始期まで、その子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間の範囲内で休業できる制度

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

分限処分とは、勤務実績が良くない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分（降任、免職及び休職）のことです。

区 分	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	1人	1人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
廃職又は過員となった場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人

(2) 職員の懲戒処分の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を図ることを目的として行う職員の不利益処分（免職、停職、減給及び戒告）のことです。

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
一 般 服 務 関 係	0人	0人	0人	0人	0人
公 金 官 物 取 扱 関 係	0人	0人	0人	0人	0人
公 務 外 非 行 関 係	0人	0人	0人	0人	0人
道 路 交 通 法 違 反 関 係	0人	0人	0人	0人	0人
監 督 責 任 関 係	0人	0人	0人	0人	0人

【用語解説】

免職: 職員の身分を失わせる処分です。
 停職: 職員を懲罰として職務に従事させない処分です。停職期間中は無給となります。
 減給: 一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。
 戒告: 職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の取得状況（平成26年1月1日～平成26年12月31日）

対象人数 (A)	総付与日数 (B)	総取得日数 (C)	取得率 (C/B×100)	1人あたり 平均取得日数 (C/A)
347	13,820	2,985	21.60	8.60

(注) 対象人数は、育児休業者や休職者を除いています。

(2) 育児休業、部分育児休業及び介護休暇の取得状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

育児休業（女性）			育児休業（男性）			部分休業	介護休業
取得可能者	取得者	取得率	取得可能者	取得者	取得率	取得者数	取得者数
4	4	100.0%	13	0	0.0%	15	0

（注）これらの休業制度は無給です。

6 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（平成26年度）

区		分	受講者数
市単独研修	階層別研修	課長職研修	34人
		係長級職員研修	18人
		新任職員研修	11人
	派遣研修	兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課	1人
		兵庫県淡路県民局地域振興部洲本土地改良事務所	2人
		兵庫県淡路県民局公園島推進室	1人
		兵庫県淡路県民局洲本土木事務所	1人
	その他研修	人権研修	563人
		メンタルヘルス研修	307人
		人事評価（能力評価）における評価者研修	71人
		交通安全研修	421人
	淡路広域行政主催	淡路3市合同新任職員研修	11人
	兵庫県自治研修所主催	市町職員第1部研修	2人
市町職員第2部研修		18人	
監督職研修		16人	
管理職研修（副課長級）		3人	
クレーム対応研修		1人	
市町村振興協会主催	Word、Excel、Access、PowerPoint、情報セキュリティ等パソコン研修	37人	
兵庫県市町振興課主催	給与、人事、法制執務、選挙、財政、会計、施設管理計画等担当者研修	3人	
市町村アカデミー等主催	監査実務研修等	2人	
その他	地方財政関係研修等	2人	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（平成26年度）

区 分	市町村職員共済、公立学校共済の合計
金 額	482,807千円
1人当たり負担額	1,054,164円

(注) 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員数458人で除した額。

(2) 職員互助会負担金（平成26年度）

区 分	
金 額	3,551千円
1人当たり負担額	7,754円

(注) 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員数458人で除した額。

(3) 退職手当組合負担金（平成26年度）

区 分	
金 額	365,331千円
1人当たり負担額	797,667円

(注) 上記の負担額は、普通会計の決算額を、普通会計に属する職員458人で除した額。

(4) 職員健康診断等の実施状況（平成26年度）

区 分	受 診 者 数
定 期 健 康 診 断	243人
人 間 ド ッ ク	265人
子 宮 頸 ガ ン 検 診	47人
脳 ド ッ ク	45人

(5) 公務災害等の発生状況（平成26年度）

申 請		認 定	不 認 定	継 続 審 議
公 務 災 害	4件	4件	0件	0件
通 勤 災 害	0件	0件	0件	0件

(注) 1 地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害に対し補償するものです。本市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入し、同支部が公務災害補償制度の実施を行っています。